

第二期射水市 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

【概要版】



令和2年3月
射水市

計画策定の趣旨

計画策定の背景

本市では、子どもの将来が生まれ育った環境により夢や希望がかなえられない等といったことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、平成29年度に「射水市子どもの未来応援計画」を策定しています。また、令和元年度からは子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境の整備に向けた施策を推進するための「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」がスタートしました。今後は、より一層、子育て支援施策の充実を図るため、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了にあわせ、これらの3つの計画を一本化し、新たな「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

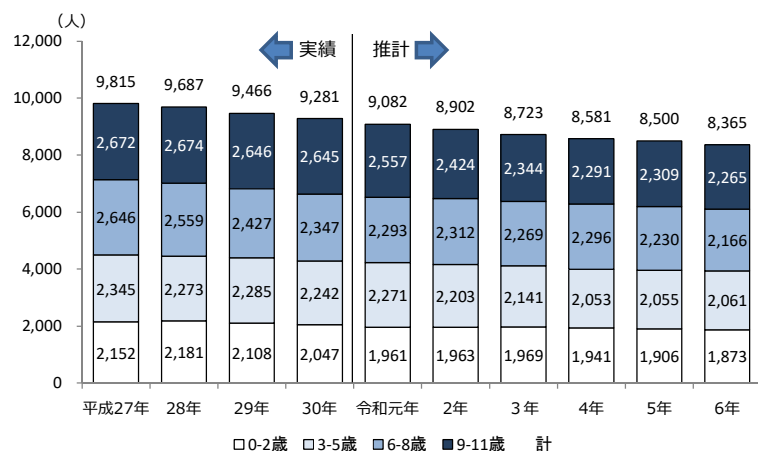
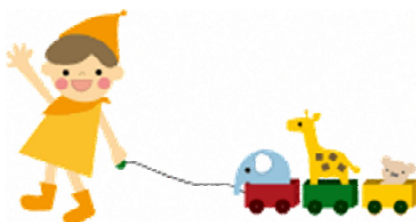
計画の法的根拠

計画名	法的根拠
射水市子ども・子育て支援事業計画	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備する。（子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画）
射水市子どもの未来応援計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定める。（子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づく計画）
第2次射水市子どもに関する施策推進計画	子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を、総合的かつ計画的に推進する。（射水市子ども条例第10条に基づく計画）

子どもを取り巻く状況

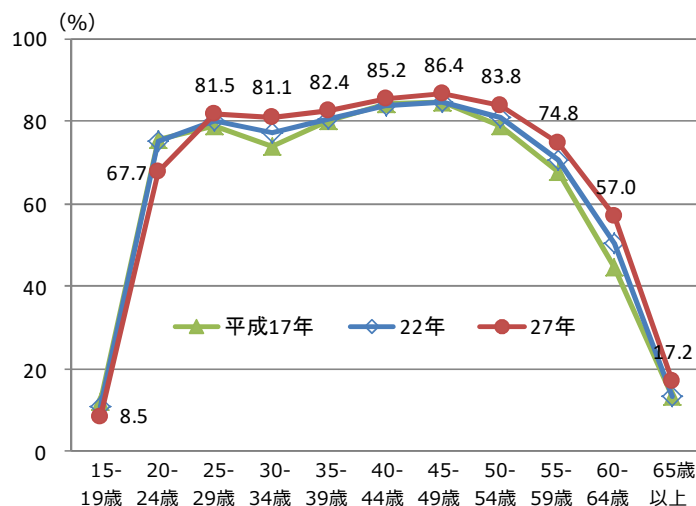
■ 子どもの人口の推移と推計

本市の児童人口（0～11歳）は、今後も減少傾向で推移し、平成30年の9,281人から、令和6年には8,365人にまで減少することが予想されます。



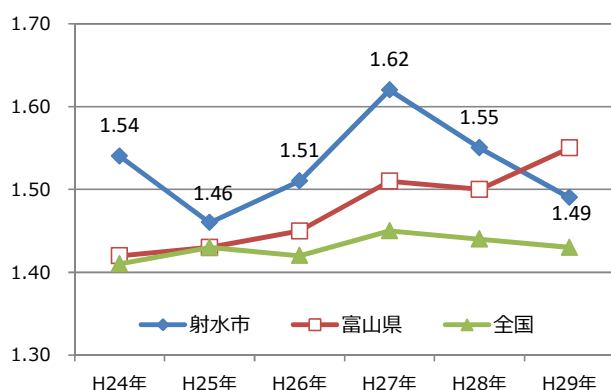
■女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、平成17年には、子育て期にあたる30～34歳を中心に割合が低くなっており、いわゆるM字カーブを描いていましたが、22年、27年とM字の谷の部分が浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。

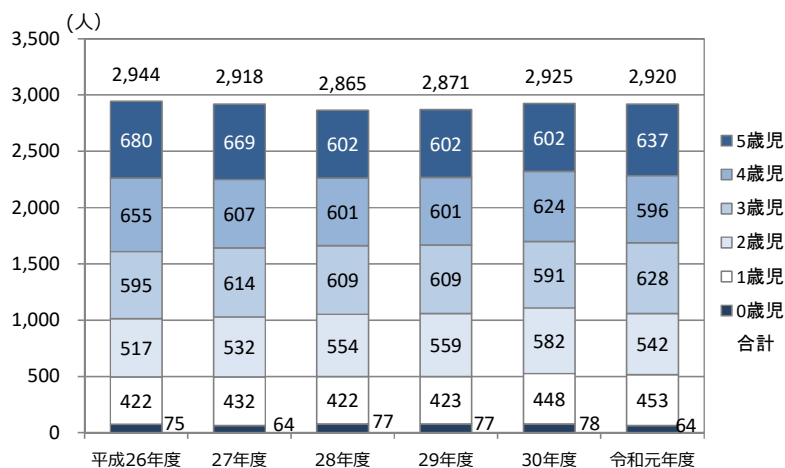


■出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、国・県を上回って推移してきましたが、平成29年で1.49となり、県を下回りました。



■保育園児数 ※認定こども園（保育園部）、事業所内保育施設含む



保育園の園児数は、横ばいで推移しています。

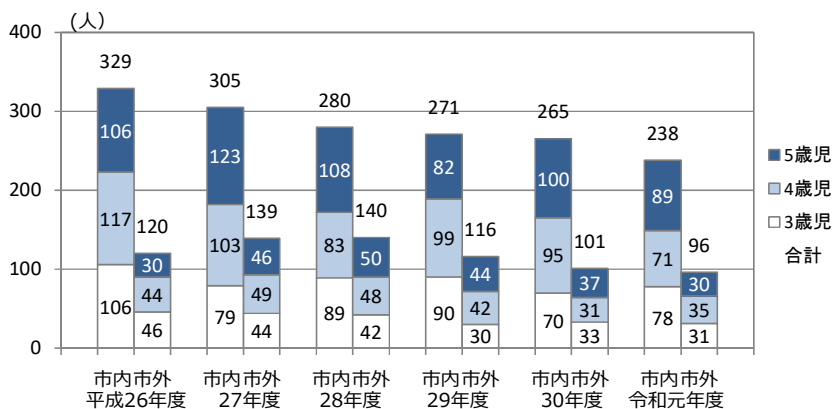


■幼稚園児数

※認定こども園（幼稚園部）

含む

幼稚園の園児数は、減少傾向にあります。



計画の基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、本市がこれまで実現を目指してきた精神を継承し、前期計画に引き続き、次の基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

つなごう 広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち射水 ～子どもたちの輝く未来のために～

以下の 4 つの方針に基づき、教育・保育の充実のみならず、国際社会の目標である S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、子ども・子育て支援施策の推進や、子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえた施策を展開していきます。

- 1 子どもの幸せを第一とする支援
- 2 子どもの健やかな成長への支援
- 3 家庭における子育てへの支援
- 4 地域で支える子育て支援

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

（１）教育・保育の量の見込みと確保の内容

● 確保の内容の考え方

確保の内容については、利用定員数で定めています。また、利用定員については、毎年度各園の利用実態を踏まえて検証し、提供体制の確保に努めていきます。

■ 認定区分と提供施設

区 分	対 象	該当する施設
1 号認定	満 3 歳以上で、幼稚園での教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2 号認定	満 3 歳以上で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園
3 号認定	満 3 歳未満で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園・地域型保育事業

■ 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策（市全体）

認定区分	対象事業	令和 6 年度までに必要な定員を確保	
		見込み量	確保量
1 号認定（3～5 歳児）	幼稚園・認定こども園 （教育ニーズあり）	172	773
2 号認定（3～5 歳児）		120	
2 号認定（3～5 歳児）	保育園（教育ニーズなし）	1,737	2,012
3 号認定（1・2 歳児）	保育園・認定こども園・地域型 保育事業	1,066	1,164
3 号認定（0 歳児）	保育園・認定こども園・地域型 保育事業	249	286

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

● 確保の内容の考え方

平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果や利用実績を踏まえ、量の見込みと確保量を設定します。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

事業名	事業内容	令和6年度	
		見込み量	確保量
①時間外保育事業 (延長保育)	世帯構造の変化や就労形態の多様化等による保育ニーズに対応し、18時以降の延長保育を実施します。	754人	754人
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により、保護者が昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	981人	1,202人
③子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	20人	20人
④地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て関連情報の提供等により、子育てに関する不安を軽減します。	55,000人	55,000人
⑤一時預かり事業	幼稚園における在園児を主対象とした一時預かり(預かり保育)を実施するとともに、保育園において、未就園児を対象とした一時預かりを実施します。	10,598人	10,598人
⑥病児・病後児保育事業	子どもが病気で、集団保育が困難な場合、保育園の専用スペースで一時的に預かります。	900人	900人
⑦ファミリーサポートセンター事業	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員登録し、緊急的に育児が困難な場合や子どもの病気の回復期や夜間の一時預かり等の対応を行います。また、ひとり親家庭や低所得者の優先的利用に配慮します。	563人 (就学児)	600人 (就学児)
⑧妊婦健診事業	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	562人	562人
⑨乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	593人	593人
⑩利用者支援	子育て支援課窓口及び子育て支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	1箇所	1箇所
⑪実費徴収に係る補足給付事業	低所得で生計が困難である方や第3子の子どもが保育園等に支払う施設の実費徴収額で副食費の減免を実施します。対象者や対象範囲の拡大については、今後の動向を踏まえ検討します。		
⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入の支援や認定こども園の特別支援教育・保育の提供体制の確保については、関係課が個別に対応しております。事業としての実施については、今後の動向を踏まえ検討します。		

基本目標と施策の展開

4つの方針に基づき、子ども・子育て支援施策を効果的かつ効率的に進めるため、7つの基本目標と14の基本施策により各種事業を展開します。

基本目標 1 子どもの権利保護の推進

〈基本施策〉子どもの権利の啓発及び確保への支援

「射水市子ども条例」等に基づき、「子どもの権利」や「体罰等によらない子育て」等の啓発について、保育園や学校等の関係機関と連携し、子どもや保護者等への理解を深めることはもとより、子どもや保護者等が抱える悩みについて、子どもの悩み総合相談室や教育機関等で気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、体罰やいじめ、犯罪、児童虐待等により、子どもの権利が侵害されないよう、子どもの権利支援センター等の充実を図り、精神的苦痛の軽減や立ち直りを支援します。

基本目標 2 幼児教育・保育環境の整備

〈基本施策（1）〉多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上を進めます。幼稚園・保育園・認定こども園での教育・保育を充実するとともに、延長保育や一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを展開します。

〈基本施策（2）〉良好な幼児教育・保育環境の確保

保育サービス評価制度による評価や保育料等の軽減、園と小学校との連携を図り、就学時の円滑な接続を図るなど、子どもや保護者にとって、より良い幼児教育・保育の環境が確保できるよう努めます。

基本目標 3 保護者への支援体制の整備

〈基本施策（1）〉子育て支援サービス等の充実

ファミリーサポートセンターや子育て支援センターなどの充実を図り、地域での子育てが円滑に行えるよう支援するとともに、利用者支援では、子どもや家庭の状況に合わせたサービスや事業の紹介・つなぎを行い、保護者の不安や悩みが解消できるよう支援します。

〈基本施策（2）〉放課後の居場所づくり

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブや放課後子ども教室、土曜学習推進事業の充実を図り、小学生の安全・安心な居場所の確保を推進します。また、余裕教室の確保等を行い、それぞれに通う児童同士が同一の活動プログラムに参加できる体制や運営に係る課題について、放課後対策事業運営委員会において協議を行うなど、検討を進めていきます。

〈基本施策（3）〉家庭や地域の教育力の向上

いみず親学びスクールや子育て井戸端会議などを実施し、家庭教育力の向上を図るとともに、地域組織活動の支援や子育て支援隊の活動を通して、子育てへの関心や理解を深め、地域全体による子育てを支援します。

基本目標 4 支援が必要な子ども・家庭への支援

〈基本施策（1）〉学校教育を軸とした学力保障

子どもの貧困対策の実施に当たっては、未就学期、学齢期の子どもが受ける教育の役割を改めて認識する必要があります。また、教育は、貧困状態にあるなどの困難を抱えやすい状況にある子どもを含め、全ての子どもを対象としており、平等で適切な教育を受ける環境を構築し、子どもたちにとって必要な力を育んでいくことが重要です。

〈基本施策（2）〉ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親等の困難を抱える家庭が、家庭生活と職業生活において安定し、安心して子育てができるよう、就労に向けた支援や経済的負担の軽減、相談体制の充実等を図ります。

なお、国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、ひとり親家庭等への経済的支援や就労支援を重点施策として示しており、各事業を連携し取り組むことにより、効果的な支援につなげていきます。

〈基本施策（3）〉障がいのある子への支援

障がいのある子どもが、ライフステージに応じ、地域で安心して暮らしていけるよう、自らの持つ能力を最大限に活かすことができる環境の整備に努めます。また、関係機関が連携し、一貫した早期療育の充実と障がいのある子ども一人ひとりが必要とする支援を行います。

基本目標 5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

〈基本施策〉児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見に向け、児童虐待防止の啓発はもとより、専門的な知識を有した相談員による支援や巡回訪問等を実施するとともに、保育園や幼稚園、学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討を含め、相談体制の一層の強化を図ります。

基本目標 6 親と子の健康づくりの充実

〈基本施策（1）〉安心して妊娠・出産できる環境づくり

安心して妊娠・出産できるよう、各種健康診査や教室などの実施や医療機関との連携による支援体制の強化により、母子の健康の確保と正しい知識の普及を図ります。また、不妊・不育症治療に関する負担の軽減等の支援を実施します。

〈基本施策（2）〉乳幼児の健康づくり

乳幼児健康診査等の各種健康診査の実施などにより、子どもの疾病や発達障がい等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう相談・連携体制の充実を図ります。また、子どもが心身ともに健康な状態で過ごせるよう、生後4か月までの全戸訪問や乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種など、様々な乳幼児期の保健サービスの充実を図ります。



〈基本施策（3）〉小児医療の充実

医療費の助成や小児医療に関する情報提供、小児医療体制の整備などにより、子どもの健全な発達・成長と健康を確保します。

基本目標 7 仕事と子育ての両立支援

〈基本施策〉ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が互いに協力し、安心して子どもを育てられる男女共同参画社会の実現に努めるとともに、仕事と生活・子育ての両立支援のための情報提供や、育児休業制度の普及促進など、子育てしやすい職場環境づくりを支援します。

計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市民や行政、企業等が連携・協力し、各種事業に取り組む体制の充実を図ります。

推進体制

- 1 射水市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価、検証
- 2 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携・調整
- 3 家庭、地域、企業、関係機関等との連携・協働
- 4 計画の周知・浸透
- 5 社会情勢の変化等を踏まえた施策の充実や見直し



第二期 射水市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和2年3月

発行：射水市

編集：射水市 子育て支援課

〒939-0294

富山県射水市新開発 410 番地 1

TEL 0766-51-6629

FAX 0766-51-6660